

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 8 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 1 1 号

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和 3 7 年瀬戸市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置の免除)</p> <p>第 2 9 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第 2 9 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が 7 5 度以下で種別が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第 1 2 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)から(5)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(6) <u>第 2 9 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 2 0 年総務省令第 1 5 6</u></p>	<p>(設置の免除)</p> <p>第 2 9 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第 2 9 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が 7 5 度以下で作動時間が 6 0 秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第 1 2 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)から(5)まで &lt;省略&gt;</p>

号) 第3条第2項及び第3項に定める技術上の  
基準に従い、又は当該技術上の基準の例により  
設置したとき。

(7) <省略>

(6) <省略>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。